

[前期第5問]

Aは、長野県警察の警察官になりすまし、V（当時69歳）から現金を、だまし取ろうと考え、氏名不詳者らと共謀の上、前記Vが、平成28年6月8日、Vの甥になりすました者に、仕事の関係で現金を至急必要としている旨を言われて、その旨誤信し、同人の系列社員になりすました者に、現金100万円を交付したこと（先行詐欺）に乗じ、あらかじめ前記Vに預金口座から現金を払い戻させた上で、Vから同現金の交付を受ける意図のもと、同月9日、共謀する氏名不詳者らが、複数回にわたり、（住所略）所在の前記V方に電話をかけ、（電話①）『昨日、駅の所で、不審な男を捕まえたんですが、その犯人がVさんの名前を言っています。』『昨日、詐欺の被害に遭っていませんか。』『口座にはまだどのくらいの金額が残っているんですか。』『銀行に今すぐ行って全部下ろした方がいいですよ。』『前日の100万円を取り返すので協力してほしい。』との連絡をした後、（電話②）『僕、向かいますから。』『2時前には到着できるよう僕の方で態勢整えますので。』などとうそを言い、前記Vを、電話の相手が長野県警察の警察官であり、その指示に従う必要がある旨誤信させ、前記Vに預金口座から預金の払戻しをさせた後、③同日午後1時38分頃、警察官になりすました被告人が、前記Vから現金の交付を受けようとしたが、同人方付近で警戒中の警察官に発見されて逮捕されたため、その目的を遂げなかった。

なお、本件において電話①は11:20ごろ、電話②は13:00ごろにかけられ、Aが職務質問を受けたのはV宅から50メートルの距離の道路上であった。また、被害者Vは①の電話で詐欺の被害に遭っていたことを知ったため、強い不安感と警戒心を抱き、本件においても、もし金銭を交付するようなことが求められれば、詐欺の可能性があるのでないかという考えを抱いていた。

本件におけるAの罪責を検討せよ。